

電子縦覧対象業務委託

令和 8 年度

現場調査あり

業務番号.....道調整第 6 号

.....国道 279 号（風間浦バイパス）道路環境調査.....業務委託

特記仕様書

.....下北郡風間浦村大字易国間 ~ むつ市大畑町木野部 地内

青森県 県土整備部 道路課

第 1 章 総 則

第 1 条 共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「設計業務等共通仕様書」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第 2 条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 日
2. 履行期限 令和 9 年 3 月 2 5 日

第 3 条 照 査 技 術 者

本業務については照査技術者を配置すること。

第 4 条 打ち合わせ等

業務着手時、業務の主要な区切り及び業務完了時において行う打ち合わせは、.....5.....回とする。業務の主要な区切りは、.....調査職員と協議の上決定.....とする。

なお、業務着手時及び業務完了時の打ち合わせには、管理技術者及び照査技術者が立ち合うものとする。

第 5 条 業 務 計 画

本業務における業務計画書は、第 1 回打ち合わせ後、速やかに提出するものとする。

第 6 条 資 料 の 貸 与

貸与する図書及びその他の関係書類は下記のとおりとする。

- ・令和 3 年度 下北地域広域避難路基本調査 道路概略設計業務委託 成果品.....
- ・令和 5 年度 下北地域広域避難路 道路概略設計業務委託 成果品.....

第 7 条 履 行 報 告

受注者は、契約書第 1 5 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第 8 条 「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積もりに対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

9条第1項の規定により制定された、「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を遵守しなければならない。

- －5) 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- －6) 本業務は、ウィークリースタンス等の実施対象業務である。実施にあたっては、「県土整備部発注設計業務等におけるウィークリースタンス等の実施について」に基づき、受発注者相互に協力し取り組むものとする。

<整備企画課 HP><https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

- －7) 本業務では、情報共有システムを利用することを原則とする。
なお、システムの利用に適さない場合は、調査職員との協議によりシステム利用の対象外とすることができる。

情報共有システム利用基準 <整備企画課HP>

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/hatarakikata.html>

第 3 章 成 果 品

第1条 成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

1. 報告書

(1) 電子媒体 (CD-ROM)2部

(2) 紙媒体 (簡易なファイルにとじたもの、図面含む)2部

2. その他

(1) 現地調査写真集2部(報告書電子媒体に含む)

.....
.....
.....
.....
.....

設計業務等に関する提出書類一覧表

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
路政グループ	業 務 工 程 表	契 約 後 14 日 以 内	1	3 条
路政グループ	管 理 技 術 者 通 知 書	契 約 後 遅 滞 な く	1	10 条
調査職員	業 務 履 行 報 告 書	毎 月 1 回、調 査 職 員 の 指 定 日	1	15 条
調査職員	完 成 届	業 務 を 完 了 し た と き	1	32 条
調査職員	業 務 成 果 引 渡 書	引 渡 の と き	1	32 条
調査職員	請 求 書	引 渡 の と き	1	33 条

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
路政グループ	照 査 技 術 者 通 知 書	設 計 図 書 で 定 め ら れ て い る 場 合、契 約 後 遅 滞 な く	1	11 条
路政グループ	管 理 (照 査) 技 術 者 変 更 通 知 書	変 更 の 都 度	1	10 条・11 条
調査職員	貸 与 品 借 用 書	貸 与 時	1	16 条
調査職員	貸 与 品 返 還 書	返 還 時	1	16 条
調査職員	履 行 期 間 の 変 更 請 求 書	変 更 を 必 要 と す る と き	1	23 条
調査職員	部 分 使 用 同 意 書	発 注 者 が 部 分 使 用 を 請 求 し た と き	1	34 条
調査職員	指 定 部 分 に 係 る (又 は、引 渡 部 分 に 係 る) 業 務 完 了 報 告 書	設 計 図 書 に 定 め ら れ た 期 日	1	38 条

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	業 務 計 画 書	契 約 締 結 後 14 日 以 内	1	1112 条
調査職員	業 務 打 合 簿	そ の 都 度	1	(契)2 条 (仕)1110 条他

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名 称	提出期日	部数	条 項
調査職員	担 当 技 術 者 届	担 当 技 術 者 を 定 め た 場 合	1	1109 条
調査職員	担 当 技 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	1109 条
調査職員	照 査 報 告 書	業 務 完 了 後	1	1108 条
調査職員	身 分 証 明 書 交 付 願	必 要 な 時	1	1116 条
調査職員	事 故 報 告 書	事 故 が 発 生 し た と き	1	1132 条
調査職員	新 技 術 活 用 計 画	NETIS 登 録 技 術 の 活 用 を 希 望 す る と き	1	1139 条
調査職員	活 用 効 果 調 査 票	業 務 完 了 後	1	1139 条
調査職員	生 産 性 向 上 提 案 書	後 段 階 の 設 計 に お い て 一 層 の 生 産 性 向 上 の 検 討 の 余 地 が 残 さ れ て い る 場 合	1	1209 条

国道279号道路環境調査

1-1. 道路環境調査 仕様

共通仕様書及び特記仕様書に基づき業務計画書を作成する。

なお、当地域ではニホンザルの生息数が多いため、調査に支障が生じないように留意する。

1-1-1. 計画準備

別途に実施した文献調査、聞き取り調査の結果を踏まえ、計画路線周辺における道路環境調査の計画を立案する。調査の立案に際しては、表 1-1-1.1 に示す図書に準拠する。

現地調査地点を設定するための現地踏査を行い、踏査結果を踏まえて現地調査計画書を作成する。現地踏査は1回行うものとする。また、調査に必要な各種申請手続きを行うものとする。

表 1-1-1.1 使用する主な図書及び基準

図書及び基準の名称	編集又は発行所名	発行年月
・道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）	国土技術施策総合研究所	平成25年3月

※最新版が発行された場合は、最新のものに準拠する。

1-1-2. 現地調査

現地調査の内容・時期等は表 1-1-2.1 に示す内容を予定するが、内容等に変更が生じた場合には、調査職員と協議するものとする。

表 1-1-2.1 現地調査の内容及び時期等

調査項目	調査方法	調査数量	調査時期	摘要
植物調査	任意踏査	15.4km×3回 (トンネル区間含む)	夏・秋・冬	調査範囲内をくまなく歩き、目視及び双眼鏡により確認された全ての植物種を記録する。

(1) 植物調査

① 任意踏査

任意踏査は、1季につき1回実施する。調査範囲内をくまなく歩き、目視（必要に応じて双眼鏡を使用）により確認された全ての植物種を記録する。



図 1-1-2.1 植物調査
任意踏査

②調査結果のまとめ

調査結果は、確認地点位置図・確認状況一覧表・写真帳等にとりまとめ、重要種の確認や生息環境が局所的な種の確認があった場合には、特に記録する。

1-1-3. 報告書作成

調査結果に考察を加え、必要に応じて今後の調査計画を検討し、報告書の作成を行う。

1-1-4. 打合せ

着手時・調査前・調査期間中・納品時に、計5回以上行う。

1-2. 工程

表 1-2 道路環境調査工程

項目	令和8年度												数量	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1 計画準備					■									
2 現地調査														
①自然環境調査														
植 物：任意観察					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
														15.4 km×3回（夏、秋、冬）×全幅0.2 km
3 調査結果取りまとめ														一式
4 報告書作成														一式
協議打合せ					①	②			③				④	⑤ 5回